

別記 1

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）実施要領

第 1 目的

この事業は、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、間伐材生産等に対して支援する。

第 2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙 1 に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙 1 及び別記を付すものとする。

第 3 事業計画の作成

- 1 事業実施主体は、事業計画書（別添様式）を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
なお、事業計画書は原則、市町村単位で作成するものとする。
- 2 事業計画において、取り組みの内容・手法を明示する。
- 3 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式 4 号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 4 知事は、提出された事業計画内容が適切と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

第 4 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に該当する場合を指す。
 - (1) 事業実施地区の変更
 - (2) 森林整備面積の 30%を超える減少
 - (3) 事業量の増又は定額単価の増により交付金の増額申請を行う場合
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

第5 事業の内容・採択基準等

- 1 事業の内容及び、事業実施主体については、国実施要綱の別表1のIの1「間伐材生産」及び県交付金交付要綱別表I-1による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表1のIの1の1及び、県実施要領別表1の「1間伐材生産」による。
- 2 関連条件整備活動等（森林作業道整備）については、新潟県森林作業道作設指針（平成23年4月13日付け林第65号）に基づき整備するものとし、設計・施工管理は、県実施要領別記3の第6に準じるものとする。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の4の事業計画の承認後に、やむを得ない事情により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

事業実施主体は、事業に着手したときは着手報告書（別紙様式1号）を速やかに知事に提出するものとする。

2 事業遂行状況報告

事業実施主体は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告を、必要に応じて知事に提出するものとする。

3 完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは事業完了報告書（別紙様式2号）を知事に提出するものとする。

第7 検査

知事は、事業実施主体から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに完了検査を行うものとする。

完了検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）等に基づくほか、新潟県民有林造林事業竣工検査要領（平成20年4月1日付け林第219号）及び要領の運用（平成20年4月1日付け林第219号）に準じて行うものとする。

第8 定額補助単価

- 1 定額補助単価については、別表によるものとする。

第9 補助金額の算定

- 1 間伐等の補助金額は事業実施主体ごとに定額単価から求められる額と事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。
また、定額単価は、別表により区分するとともに、それぞれの定額単価区分から求められる額とその区分における実行経費の比較によりいずれか低い額で補助金額を算定するものとする。
なお、間接経費については、施行地毎に間接費率を求め算定するものとする。
- 2 関連条件整備活動等（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け、森林作業道整備、鳥獣被害防止施設）の補助金額は、標準経費から求められる定額と実行経費の比較によりいずれか低い額で算定するものとする。

第10 整備森林の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）等、国、県の関係通達等に従うものとする。
- 2 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林の一部または全部が、県実施要領の別記（別紙関係）に掲げる期間内に皆伐または他用途への転用等がなされる場合にあっては、事前に申請書（別紙様式3号）を提出し知事の承認を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、当該事業によって整備された森林が天災その他の災害等によって本数率で30%以上の被害を受けたときは、新潟県民有林造林補助事業実施要領の補助金交付事務の造林地被害報告に準じて知事に報告するものとする。

第11 その他

- 1 事業実施主体が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。
- 2 新潟県財務規則（昭和39年新潟県規則第12号）第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。
- 3 事業実施主体は、「事業計画書」及び「事業完了報告書」の写しを実施地域を所管する市町村に報告し、市町村は、特定間伐等促進計画及び集約化推進計画の実行把握等に努めるものとする。

附則 この要領は、平成30年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表

定額単価（不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備）

	間接経費 31%の場合	間接経費 25%の場合	間接経費 21%の場合	間接経費 16%の場合
間接経費を除く定額単価	350 千円/ha	350 千円/ha	350 千円/ha	350 千円/ha
間接経費分の定額単価	108 千円/ha	87 千円/ha	73 千円/ha	56 千円/ha
計	458 千円/ha	437 千円/ha	423 千円/ha	406 千円/ha

定額単価（関連条件整備活動）

	条件	定額単価
対象森林の調査及び 森林所有者の同意の取り付け	1ha 当たり	17 千円/ha
森林作業道整備	1m 当たり	2 千円/m

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）着手報告書

標記事業について、下記のとおり着手したので報告します。

記

事業実施主体	市町村	実施地区	実施予定内容	面積 (ha)	間伐率 (%)	事業費 (見込) (円)	交付金 (見込) (円)	事業実施予定期間	備考
								年 月 日 から 年 月 日	

※委託等によって、関連条件整備活動等を実施する場合は備考にその旨記載する

添付書類

- 1 関連条件整備活動等を委託によって実施する場合
① 契約書の写し ② 工程表の写し

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称） 印

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 事業実施内容

番号	市町村	実施 地区	間伐等の実施					関連条件整備活動等						備考
			実施 内容	間伐 面積 (ha)	間伐 率 (%)	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	(森林作業道の整備)			()			
								開設 延長 (m)	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	実施 内容	事業費 実績 (円)	交付金 (見込) (円)	

※請負等に付した場合は、契約ごとに記載すること。

※請負の場合は、備考欄に請負と記載すること。

添付書類

- 1 取組状況資料（条件整備活動日報等・問いかけ資料・説明会資料等の写し）
- 2 付表
- 3 位置図（1:5,000）
- 4 工事着手前・完了写真
- 5 出来高設計書の写し（請負等によって実施した場合のみ）

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称） 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）によって整備した森林の皆伐・転用承認申請書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）によって整備した森林について、下記のとおり皆伐・転用したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 事業実施主体
- 2 整備森林の状況
 - (1) 森林の所在地
 - (2) 整備内容・面積
 - (3) 事業費
 - (4) 県交付金額
 - (5) 森林の現況
- 3 皆伐または転用が必要な理由
- 4 皆伐・転用の別及び面積
- 5 更新計画または転用後の用途
- 6 添付資料
位置図

事業計画チェックリスト

事業実施主体
確認日地区名
確認者

○ 事業計画等の内容

番号	内 容	適 否	備 考
1	森林整備にかかる将来像と課題、施策の基本方針は地域の状況を反映しているか？		
2	計画内容は適切か？ （経費や予定補助金の設定は適切か？また、定額助成の対象となる事業費が、上限建設費の範囲内か？）		
3	取り組み内容は具体的か？		
4	1 ha あたりの搬出材積が 40m ³ 以上であるか？		
5	生産基盤強化区域において行われるものであるか？ （生産基盤強化区域位置図に実施箇所が示されているか？）		
6	森林所有者等から書面により事業実施の承諾を得ているか？ （森林経営計画対象森林の場合は不要）		

○ 事業計画書付表の内容

番号	内 容	適 否	備 考
1	森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づいて計画されている間伐か？ 森林経営計画が作成されていない森林の場合、森林経営計画の作成に関する同意書を作成しているか？ （「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の 1 の (15) のウを準用）		
2	1 施行地が 0.1ha 以上であるか？ （1 施行地とは原則として接続する区域とする。）		
3	関連条件整備活動の対象森林の調査と森林整備地域活動支援補助金等による活動との区分は明確か？		

(参考) 地権者から事業実施の承諾を得る書面の作成例

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産） 協定書（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市〇〇地区において実施する林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）（以下「事業」という）の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は〇〇〇〇（甲）と森林所有者〇〇（乙）との合意により締結する。

（区域および面積）

第3条 協定の対象となる森林の区域およびその面積は別紙1のとおりとし、複数の森林で一体的に整備するものとする。

（施業の内容および時期）

第4条 森林施業の内容、方法、実施期間は別紙2のとおりとし、甲は誠意を持って森林整備を実施するとともに、事業の着手及び完了時には乙に報告するものとする。

（主伐の時期および方法の制限）

第5条 乙は、事業によって整備した森林を、事業を実施した翌年度から5年間、皆伐並びに森林外への用途変更を行わないものとする。

また、やむを得ず皆伐又は森林外への用途変更を行おうとする場合は、事前に甲と協議するものとする。

（補助金相当額返還の場合の費用負担）

第6条 事業によって整備した森林が、乙の意思に基づいて転用制限期間内に皆伐又は森林外に用途変更され、かつ甲が県知事から補助金の返還を求められた場合、その納付額は乙の負担とする。

（協定の有効期限）

第7条 協定の有効期間は、協定に基づく森林整備を実施した翌年度から5年間とする。

（協定の継承）

第8条 乙は、事業区域の所有権または地上権を第三者に委譲しようとする場合には、予め、甲に通知しなければならない。なお、この場合、前各条の事項は新たな権利者にこれを継承するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙協議の上処理するものとする。

〇〇年〇月〇日

甲	(実施主体名)
住所	新潟県〇〇市〇〇〇
氏名	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
乙	(森林所有者名)
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇

年度

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（間伐材生産）
事業計画書

事業実施主体名

年 月 日

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。